

認定NPO法人取得等支援事業 検討委員会設置要綱

平成24年2月15日

社会福祉法人東京都社会福祉協議会
東京ボランティア・市民活動センター

1 名称

この会議は、認定NPO法人取得等支援事業検討委員会（以下、検討委員会）と称する。

2 目的

「認定NPO法人取得等支援事業実施要綱」に掲げられる事業への意見反映と着実な事業実施のために、検討委員会を設置する。

3 検討内容

検討委員会は、次のことについて検討・協議する。

- (1) 認定NPO法人取得支援方策
- (2) 会計基準導入支援方策
- (3) 相談窓口の充実方策

4 構成

検討委員会は、次の委員をもって構成する。委員は、10名以内とする。

- (1) 東京都
- (2) 東京ボランティア・市民活動センター
- (3) 職能団体
- (4) NPO団体
- (5) 学識経験者

5 委員の委嘱

委員は東京ボランティア・市民活動センター所長が委嘱する。

6 任期

委員の任期は、平成24年2月15日から平成25年3月31日までとする。ただし、委員の変更の場合の任期は前任者の残任期間とする。

7 委員長・副委員長

検討委員会に委員長、副委員長を置く。

- (1) 委員長は委員の互選とする。
- (2) 副委員長は委員長の指名による。
- (3) 委員長は、委員会の議題に基づき、進行役を担う。

(4) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に職務の遂行が困難になった場合は、その職務を代行する。

8 会務

検討委員会は委員長が招集する。ただし、第1回検討委員会はセンター長がこれを行うものとする。

9 委員報酬

「東京都社会福祉協議会 委員報酬等に関する支払基準」に基づき、支払うものとする。

10 事務局

検討会議の事務局は、東京都、東京ボランティア・市民活動センターとする。